

附属機関等の概要
(1面)

1 名 称	宮崎県薬事審議会	
2 区 分	☒ 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) ☐ 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条(宮崎県薬事審議会条例)	
4 設 置 目 的	薬事に関する事項を調査審議すること。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	① 薬事衛生思想の普及向上 ② 医薬品等の生産流通 ③ 医薬品等の適正取扱 ④ 毒物劇物による危害防止	
6 会議の開催状況 (令和6年度)	① 開催期日 開催実績なし ② 主な審議事項	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の状況	☒ 公開(傍聴可) ☐ 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 ☐ 未定
	議事録又は議事概要等の公表	☐ 有り 閲覧場所: 県庁ホームページへの掲載: ☐ 有り ☐ 無し ☒ 無し ☐ 未定
8 所管課(室)名	福祉保健部 薬務感染症対策課薬務対策室 薬務担当 電 話: 内線 8261 (直通)0985-26-7060	

9 構成員の名簿

9 構成員の名簿

[illegible]